

「都市計画法第34条第4号（植物工場）」の運用基準

平成30年 4月1日施行
令和 3年 4月1日改正
令和 3年12月1日改正

都市計画法第34条第4号に規定する農業の用に供する建築物のうち植物工場を建築する目的で行う開発行為の運用基準は、申請の内容が次の各項に適合するものであること。

- 1 申請する施設は、農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号の農業用施設のうち、閉鎖された空間において、生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設（ただし、主に太陽光を利用して農産物を生産する施設は除く。以下「施設」という。）であると、農政事務主管課が認めたものであること。
- 2 申請者については、農林業センサス規則第2条第2項第1号、第2号若しくは第4号に規定する農林業経営体、又は同条第3項に規定する農家（被用者、兼業者を含む）で経営耕地面積が1,000平方メートル以上であること。
- 3 施設の設置運営は、申請者が行うこと。
- 4 申請する敷地（以下「敷地」という。）は、申請者が所有する土地であること。ただし、相当期間の借地権が設定された借地（借地借家法第2条第1号の借地権で、同法第23条第2項に定める契約（概ね20年以上の事業用定期借地権設定契約））を行うことが 確実である場合は、この限りでない。
- 5 敷地が農地の場合は、農地法に基づく農地転用の許可が受けられること。
- 6 敷地が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内に存在する場合は、農業用施設用地への用途変更ができること。
- 7 開発事業区域の面積は、5,000平方メートル未満であること。
- 8 施設の高さは、10メートルを超えないこと。
- 9 管理室等を設ける場合は、施設内に設けるものとし、従業員等の雇用状況等を勘案し最低限必要な範囲のもので、その用途は、管理（事務・機械）室、休憩室、便所、更衣室、シャワー室であること。
- 10 施設の排水施設は、既設の下水道に接続することが可能であること。
- 11 敷地は、主たる前面道路（車道幅員が6メートル以上の道路）に1箇所敷地外周の7分の1以上接しており、当該箇所が施設の主要な出入り口であること。